

保護者の方へ

*定期予防接種は、予防接種法で対象者と期間などが定められており、山鹿市でも予防接種法に従って実施しています。
規定の間隔を守って接種することが必要です。

*定期年齢内であれば個人負担金は無料です。

☀️ 予防接種へ行く前にチェックしましょう

- お子さんの体調が良いか確認しましょう
- 予診票を記入しましょう（予防接種の種類・接種回数・接種間隔の確認）
- 希望する予防接種について、必要性・効果・副反応等を理解しておきましょう
- 風しん・水痘・おたふくかぜ等に罹患した場合は治癒後2～4週間程度、麻しんに罹患した場合は、治癒後4週間程度、
その他のウイルス性疾患（突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑等）に罹患した場合は、治癒後1～2週間程度の間隔を
おいて接種をお願いします。（主治医にご相談ください。）

☀️ 持っていくもの

- 母子健康手帳 ※母子健康手帳がないと受けられません
- 予診表（記入したもの）
- 保険証
- 委任状 ※保護者（親権のある者）の同伴がない場合に必要です。
保護者代理は、お子さんの日ごろの健康状態を把握した方へ依頼してください。

☀️ 予診票の記入について

「予防接種一覧表」を記入し、子どもさんの体調がいいときに決められた間隔を守って計画的に接種しましょう。

※医療機関には、母子健康手帳で予防接種の種類・間隔や回数などを確認した上で、**事前に予約**してください。

(例)

「前回接種した予防接種名」は、母子健康手帳を再確認し、記入してください。

太枠部は、保護者様で記入してください。

☀️ 接種間隔

① 異なった種類のワクチンを接種する場合

※それぞれ下記及び次ページをご参照ください。

② 同じ種類のワクチンを接種する場合

① 異なった種類のワクチンを接種する場合

予防接種の効果および安全性のため次の時期をあける事になっています。

生ワクチン	
定期	BCG・MR・水痘
任意	おたふくかぜ・ロタウイルス …など



次回の予防接種は、接種した翌日から

27日以上の間隔をあける

不活化ワクチン	
定期	四種混合・日本脳炎・二種混合・ヒブ 小児用肺炎球菌・B型肝炎・子宮頸がん …など
任意	季節性インフルエンザ



次回の予防接種は、接種した翌日から

6日以上の間隔をあける

② 同じ種類のワクチンを接種する場合

定期 予防接種名	接種				
	対象年齢	標準的な接種年齢	回数	★ 間隔	
ヒブ	生後2月以上 生後60月に 至るまで	初回接種開始は、 生後2月～ 生後7月に至るまで	①開始が 生後2月～生後 7月に至るまで	初回3回 (生後12月までに完了) 追加1回	●初回： 27日（医師が認める場合は20日）以上、 標準的には56日までの間隔 ●追加： 初回接種の最後から7月以上、 標準的には13月までの間隔をおく
			②開始が 生後7月～生後 12月に至るまで	初回2回 (生後12月までに終了) 追加1回	
			③開始が 生後12月～生後 60月に至るまで	1回	
小児用 肺炎球菌	生後2月以上 生後60月に 至るまで	初回接種開始は、 生後2月～ 生後7月に至るまで 追加接種は、 生後12月～生後 15月に至るまで	①開始が 生後2月～生後 7月に至るまで	初回3回 (生後24月までに完了。ただし、 2回目が生後12月を越えたら 3回目はせず、追加接種を行なう) 追加1回 (生後12月以降)	●初回： 27日以上 ●追加： 生後12月以降に初回の3回目から 60日以上の間隔
			②開始が 生後7月～生後 12月に至るまで	初回2回 (生後24月までに完了) 追加1回 (生後12月以降)	●初回： 27日以上 ●追加： 生後12月以降に初回の2回目から 60日以上の間隔
			③開始が 生後12月～生後 24月に至るまで	2回	60日以上
			④開始が 生後24月～生後 60月に至るまで	1回	
B型肝炎	生後2月以上 1歳に至る まで	生後2月～ 生後9月に至るまで	3回 (3回目は1歳に至るまでに完了)	●初回：生後2月以降 ●2回目：1回目より27日以上の間隔 ●3回目：1回目より139日以上の間隔	
四種混合 <small>〔不活化ポリオ ジフテリア 破傷風 百日咳〕</small>	【1期初回】 生後3～90月 に至るまで	生後3～12月	初回3回	20日から56日までの間隔を置いて	
	【1期追加】 生後3～90月 に至るまで	【1期初回】終了後 12～18月	1回	1期初回接種終了後、6月以上	
BCG	生後1歳に 至るまで	生後5月に達した 時から生後8月に 達するまでの期間	1回		
MR <small>〔麻しん・風しん 混合ワクチン〕</small>	【1期】 12～24月 に至るまで		1回		
	【2期】 小学校就学前の 1年間（年長児）		1回		
水痘	生後12月～ 生後36月に 至るまで	1回目の接種が 生後12月から 生後15月	2回	6月から12月までの間隔を置いて	
日本脳炎 ■H11.4.2 ～H19.4.1生 20歳未満まで 定期接種として 接種可能です。	【1期初回】 生後6～90月 に至るまで	3～4歳	初回2回	6日から28日までの間隔を置いて	
	【1期追加】 生後6～90月 に至るまで (1期初回終了後 6月以上。 おおむね1年)	4～5歳	1回		
	【2期】 9歳以上 13歳未満	小学4年生	1回		
二種混合 <small>〔破傷風 ジフテリア〕</small>	11～13歳未満	小学校6年生	1回	お問い合わせ 山鹿市健康増進課 (山鹿健康福祉センター内) 保健師まで 電話：0968-43-0050	

* 民法上「〇歳未満」とは、その日に達する前日までのことをいいます。

* 「〇月まで」とは、その日に達する前日までのことをいいます。